

# 営業許可 会社設立

## 公正証書等作成

(契約書、遺言書、離婚等協議書)

お気軽に  
お申し付け  
ください。

突然、このような業務案内を差し上げましたことをお許し下さい。

もう既に手続きがお済みの方、顧問の行政書士がおられる方は、お手数ですが、この文書の破棄をお願いします。またこれからのときは、是非ご一読いただき、ご質問や見積もり、または、ご依頼のご連絡を頂ければ幸いです。

「安い」を理由に、いい加減な書類を作ったりはしません！

### 株式会社等の設立手続き

代表取締役が1人、資本金は1円(実務上は?円)で、株式会社が設立出来ます。電子定款を使えば、定款認証の収入印紙(40,000円)が不要です。定款認証のみご依頼は、27,000円でお付けします。設立手続き一式は、54,000円。ご連絡ください！



ご利用料金は  
27,000円～

### 営業許可申請、指名願(経審含む)

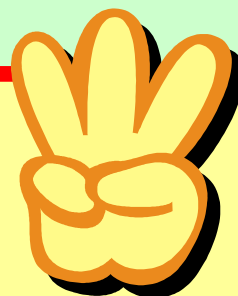
500万円以上の工事を請け負う建設業者には、「許可」が必要です。公共工事を直接請け負うには、「経営審査」を受審して、「指名願」を提出しなければなりません。宅建業、産廃収集運搬業、人材派遣業、介護事業、古物商、電気工事業、運送業、風俗営業なども必要です。



建設業許可は  
40,000円～

### 契約書、遺言書、離婚協議書等の作成

工事や業務の請負契約書、委託契約書、高価な物の売買契約書、賃貸契約書など、各種契約書の作成。いざというときの遺言書。遺産を分けるときの遺産分割協議書。元気なうちの任意後見契約書、尊厳死宣言書。離婚の条件を明確にする離婚給付等契約書。など、強い証明力と執行力を持った公正証書の作成代行。



ご利用料金  
50,000円～

一般社団法人九州商工事務協会  
社労士・行政書士福岡事務所

福岡市城南区南片江3-7-28 コスモビル1F  
<http://www.gs-fukuoka.com>  
☎ 092-284-0611 Fax 092-284-5015